

平成24年度第1回政策会議

日時 平成24年9月14日（金）15:30～16:30

会場 市長会議室

参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 谷口企画部長 上戸総務部長

議題 地域主権改革一括法への対応について

◎対応 小山内総務部次長，小林行政改革課長

◆ 議題の趣旨 ◆

地域主権改革では，地方自治体の自主性を尊重し，行政運営の自由度を高めるため，国の義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲が行われることとなっています。これらの見直しに伴い，施設・公物設置管理の基準等に係る市への条例委任があるものに関して，その内容を協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

条例等の概要は了承され，今後パブリックコメントを行うことが承認されました。なお，新たに規定することになった基準のうち，各部による詳しい説明が必要なものおよび独自基準を設ける際に判断を仰ぐ必要のあるものについては，別途，パブリックコメント実施前に各部において，担当副市長と協議することとなりました。

◆ おもな発言 ◆

■ 小林行政改革課長

まず，地域主権改革の概要であるが，これは，地方自治体の自主性を尊重し，行政運営の自由度を高めるため，義務付け・枠付けの見直しを行うものである。

地域主権改革は，第1次一括法と，第2次一括法の二段階に分けて実施されており，第1次一括法では，義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大ということで，施設・公物設置管理の基準や，協議，同意，許可・認可・承認，また，計画等の策定およびその手続について見直しが行われた。

第2次一括法では，基礎自治体への権限移譲のほか，義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大ということで，第1次一括法同様に，施設・公物設置管理の基準，協議，同意，許可・認可・承認，また，計画等の策定およびその手続について見直しが行われた。

市の対応としては，第2次一括法に係る権限移譲のうち，施設・公物設置管理の基準等に係る条例委任として40条例の新規制定または改正が必要になることから，各部に該当条例について照会を行ったところである。

※該当条例

・新規制定

1. (仮称)理容師法施行条例
2. (仮称)興行場法施行条例
3. (仮称)公衆浴場法施行条例
4. (仮称)クリーニング業法施行条例
5. (仮称)美容師法施行条例
6. (仮称)函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例
7. (仮称)養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例
8. (仮称)特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例
9. (仮称)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準に関する条例
10. (仮称)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
11. (仮称)障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例
12. (仮称)障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例
13. (仮称)函館市地域活動支援センターの設備および運営の基準に関する条例
14. (仮称)函館市福祉ホームの設備および運営の基準に関する条例
15. (仮称)救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設および医療保護施設の設備および運営の基準に関する条例
16. (仮称)軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例
17. (仮称)指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準に関する条例
18. (仮称)指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
19. (仮称)指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準に関する条例
20. (仮称)介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例
21. (仮称)指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例
22. (仮称)指定障害福祉サービス事業等の人員、設備および運営の基準に関する条例
23. (仮称)指定障害者支援施設等の人員、設備および運営の基準に関する条例
24. (仮称)函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
25. (仮称)診療所の薬剤師の配置に関する基準条例
26. (仮称)函館市が設置する一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例
27. (仮称)函館市道路構造等に関する条例

28. (仮称)バリアフリー法に基づく高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例
29. (仮称)函館市準用河川管理施設等構造基準に関する条例
30. (仮称)函館市営住宅等整備に関する基準条例
31. (仮称)函館市企業局水道法施行条例
32. (仮称)函館市企業局下水道法施行条例

・一部改正

1. 旅館業法施行条例
2. 食品衛生法施行条例または衛生試験所設置条例
3. 函館市都市公園条例
4. 函館市営住宅条例
5. 市立函館博物館条例
6. 函館市縄文文化交流センター条例
7. 函館市図書館条例
8. 函館市公営企業の設置等に関する条例

(上記40条例の内容やパブリックコメントの要否、独自基準等について、個別に説明)

次に、今後のスケジュールであるが、本日の政策会議で了承されれば、来年4月からの施行に向けてのパブリックコメントを各部で行うこととしたい。

■工藤市長

条例の制定、改正の件数が非常に多いが、各部の負担にならないような改正方法はないものか。

■小林行政改革課長

改正方法については、規則に振り分けるという方法も考えられるが、それでは来年4月の施行には間に合わない。道内各都市も同じ認識を持っている。

■工藤市長

国の従前の基準に従うというような簡易な条文での改正はできないのか。

■小林行政改革課長

それについては、想定していなかったため、文書法制課と相談する。

■工藤市長

条例の独自基準について、北海道の基準と整合を図る必要があるものも当然あると思うが、全てを北海道の基準に合わせる必要はあるのか。

■上戸総務部長

その必要性については、各部の判断になるが、市長の意見については申し伝えておきたい。

■工藤市長

基本的な全体像については、イメージできたので、パブリックコメントについては、適宜行ってもらいたい。

■小林行政改革課長

では、条例で定める基準について、各部による詳しい説明が必要なもの、および独自基準を設ける際に判断を仰ぐ必要のあるものについては、後日、パブリックコメントを実施する前に、各部が担当副市長と協議のうえ、市長に説明を行うこととし、その他については、特に改めての説明は不要ということによるしいか。

■工藤市長

了承した。